



宮崎県公報

令和5年3月22日(水曜日) 号外 第12号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目次

条 例	頁
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 2	○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………(こども政策課) 6
○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………(“) 3	○宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(“) 7
○宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例……………(福祉保健課) 5	○宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例……………(“) 8
○宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(医療政策課) 5	○宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(“) 8
○宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例……………(国民健康保険課) 6	○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例……………(山村・木材振興課) 9
	○県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例……………(農村整備課) 9
	○宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例……………(会計課) 9

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 改正の理由及び主な内容

特定非営利活動促進法及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町に権限を移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

住民基本台帳法の規定に基づき、県民の負担軽減及び行政事務の効率化を図るため、県内の市町村の市町村長その他の執行機関に都道府県知事保存本人確認情報の提供を可能とする等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例(条例第9号)

1 廃止の理由及び主な内容

宮崎県高齢者等保健福祉基金に係る事業の終了に伴い、当該基金を廃止するため、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年3月31日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

医師のキャリア形成と医師不足地域の医師確保の両立を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例(条例第11号)

1 廃止の理由及び主な内容

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金に係る事業の終了に伴い、当該基金を廃止するため、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 改正の理由及び主な内容

認定こども園が自動車を運行する場合の子どもの安全確保を図るための国の基準改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 改正の理由及び主な内容

民法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 改正の理由及び主な内容

民法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例（条例第16号）

1 廃止の理由及び主な内容

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金に係る事業の終了等に伴い、当該基金を廃止するため、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

県営土地改良事業の新規地区実施に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 改正の理由及び主な内容

証紙による収入の方法により徴収する歳入について、証紙以外の方法により徴収することを可能とするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(19) [略]	[略]	1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(19) [略] <u>(20) 第32条の2第3項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</u> <u>(21) 第32条の2第4項の規定による意見の陳述に関すること。</u> (22)～(31) [略] <u>(32) 第72条第2項の規定による記録に関すること。</u>	[略]
(20)～(29) [略]			
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項並びに第30条の40第1項の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を利用することができる事務、本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務並びに審議会の設置について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び事務）</u> 第2条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。 <u>（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）</u> 第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報という。以下同じ。）のうち法第7条第8号の2に規

(本人確認情報を利用することができる事務)

第 2 条 法第30条の15第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第 3 条 知事が行う法第30条の15第 2 項 (第 2 号に係る部分に限る。)の規定による本人確認情報の知事以外の県の執行機関 (以下「知事以外の執行機関」という。)への提供方法は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 規則で定めるところにより、知事から本人確認情報を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第 4 条 法第30条の15第 2 項第 2 号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第 2 のとおりとする。

(本人確認情報の利用及び提供の状況の公表)

第 5 条 知事は、少なくとも毎年 1 回、法第30条の15第 1 項及び第 2 項の規定による本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

第 6 条 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

[略]

別表第 2 (第 4 条関係)

[略]

附 則

定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード (以下「住民票コード」という。)以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報を利用することができる事務)

第 4 条 法第30条の15第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 2 のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第 5 条 知事が行う法第30条の15第 2 項 (第 2 号に係る部分に限る。)の規定による都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの知事以外の県の執行機関 (以下「知事以外の執行機関」という。)への提供方法は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第 6 条 法第30条の15第 2 項第 2 号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第 3 のとおりとする。

(本人確認情報の提供及び利用の状況の公表)

第 7 条 知事は、少なくとも毎年 1 回、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

第 8 条 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

区域内の市町村の執行機関	事 務
宮崎県における事務処理の特例に関する条例 (平成11年宮崎県条例第40号) 別表 1 の 9 の項の右欄に掲げる市町村の長	<p>特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) の規定に基づく事務であって、次に掲げるもの</p> <p>1 特定非営利活動促進法第10条第 1 項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>2 特定非営利活動促進法第23条第 2 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>3 特定非営利活動促進法第34条第 3 項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>

別表第 2 (第 4 条関係)

[略]

別表第 3 (第 6 条関係)

[略]

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第9号

宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例

宮崎県高齢者等保健福祉基金条例（平成3年宮崎県条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定医療機関 県内に所在する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）等のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(返還)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月の初日から、第1号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第2号から第5号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県外で臨床研修を開始したとき。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定医療機関 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）等のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>専門研修 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第19条の2第1号に規定する一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき、基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラム又は一般社団法人社会医学系専門医協会（以下「協会」という。）が定める社会医学系領域専門研修プログラム整備基準に基づき、都道府県等が作成し協会の認定を受けた社会医学系専門医研修プログラムをいう。</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(返還)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月の初日から、第1号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第2号から第5号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県外で臨床研修又は専門研修を開始したとき。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から</p>

起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間（5年以内の期間に限る。次条第2項において同じ。）を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が貸与期間の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）に達したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2 知事は、規則で定める要件を満たす者については、規則で定める期間（2年を限度とする。）を必要勤務期間から控除することができる。

3 [略]

第10条 知事は、前条第3項に規定する場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、指定医療機関において業務に従事した場合において、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。

起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間（5年以内の期間に限る。次条第2項において同じ。）を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、臨床研修及び専門研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が貸与期間の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）に達し、キャリア形成プログラムを満了したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2 [略]

第10条 知事は、前条第2項に規定する場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、指定医療機関において業務に従事した場合において、臨床研修及び専門研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が必要勤務期間に満たないとき、又はキャリア形成プログラムを満了しなかったときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前から引き続き修学資金の貸与を受けている者及び同日前に修学資金の貸与を受けていた者の修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされた者のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において改正後の条例第2条第2号に規定する指定医療機関において業務に従事した者の業務に従事した期間は、この条例による改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項及び第10条第2項の規定の適用については、改正前の条例第2条第2号に規定する指定医療機関において業務に従事した期間とみなす。

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年宮崎県条例第48号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 認定こども園のうち次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）</u>を踏まえるとともに、<u>幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）</u>並びに規則で定める事項に基づかなければならない。</p> <p>第17条・第18条 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 認定こども園のうち次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア <u>幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）</u>に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）</u>を踏まえるとともに、<u>幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）</u>並びに規則で定める事項に基づかなければならない。</p> <p><u>（自動車を運行する場合の子どもの所在の確認）</u></p> <p>第17条 <u>認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する子どもの所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第18条・第19条 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号ア及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 認定こども園において、この条例による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第17条第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項に規定する子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(懲戒に係る権限の濫用禁止)	
第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、 <u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>	
第13条・第14条 [略]	第12条・第13条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

宮崎県子ども・子育て支援会議条例（平成25年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置等)	(設置等)
第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） <u>第77条第4項</u> 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条の規定により、合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。	第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） <u>第72条第4項</u> 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条の規定により、合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。
2 支援会議の組織及び運営については、支援法第77条第5項において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。	2 支援会議の組織及び運営については、支援法第72条第5項において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 支援会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 支援法第77条第4項各号に掲げる事務 (2) [略]	第2条 支援会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 支援法第72条第4項各号に掲げる事務 (2) [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置)	(職員の配置)
第8条 [略]	第8条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、 <u>第25条</u> の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。	4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、 <u>第24条</u> の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
5 [略]	5 [略]

<p>(園舎に備えるべき設備)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第25条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第23条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し、<u>園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第24条～第29条 [略]</p>	<p>(園舎に備えるべき設備)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第24条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第23条～第28条 [略]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年宮崎県条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 経営体育成基盤整備 <u>100分の20</u></p> <p>(9)～(28) [略]</p> <p>(29) ため池等整備（土砂崩壊防止工事） <u>100分の5</u></p> <p>(30)～(47) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 経営体育成基盤整備 <u>100分の22.5</u></p> <p>(9)～(28) [略]</p> <p>(29) ため池等整備（土砂崩壊防止工事） <u>100分の10</u></p> <p>(30)～(47) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（証紙による収入の方法により徴収する歳入）	（証紙による収入の方法により徴収する歳入）
第2条 知事が別に定める県税、使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。	第2条 知事が別に定める県税、使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。 <u>ただし、納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して知事が別に定める場合は、証紙による収入の方法によらないことができる。</u>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。